

日野町結婚新生活支援補助金

Q&A

【補助対象世帯について】

Q1 婚姻日は夫婦ともに39歳だが、申請日において、夫婦のどちらかが40歳になった場合、申請することはできますか？

婚姻日を期日に年齢を決定するため、婚姻日に39歳以下であれば申請することができます。

Q2 夫婦のどちらかが外国籍の場合、申請することはできますか？

夫婦の両方が日本国籍または日本国の永住権をもっていなければ、申請することはできません。

Q3 再婚は対象になるか？

過去に夫婦の両方が同様な補助金を受けていなければ、対象となります。

Q4 事実婚およびパートナーシップ宣誓制度は対象となるか。

対象となりません。

Q5 「ライフデザイン支援講座その他の町が指定する講座」とはどのような講座ですか？

ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、共家事・子育て講座のいずれかを想定しています。

Q6 夫婦のいずれもが、ライフデザイン支援講座その他の町が指定する講座を受講することが要件ですが、どこで受講できますか？

滋賀県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/348221.html>

Q7 医療機関への相談とは、どのような内容を想定していますか？

主に産婦人科などへの妊娠や出産に関する相談を想定しています。なお、不妊治療に関する相談も対象とします。

Q8 ライフデザイン支援講座その他の町が指定する講座を受講したことが分かる書類とはどのようなものを想定していますか？

理解度チェックを兼ねたアンケートへの回答を想定しています。

Q9 医療機関に相談したことが分かる書類とはどのようなものを想定していますか？

主に医療機関等への受診の領収書や診療明細書を想定しています。ただし、これらの用意が難しい場合、聞き取りにて相談したことが確認できた場合でも対象とします。

【補助対象費用について】

Q10 婚姻日より以前に支払った費用については対象となりますか？

対象となります。ただし、婚姻日から起算して1年前以内に支払った費用が対象となります。

Q11 親族と同居する場合は、対象となりますか？

夫婦のどちらかが契約及び支払いの当事者であれば、対象となります。

Q12 引越しの際に同じ引越業者へ支払った「家電や家具の取り付け費用、また、それらを不用品として処分するための費用」は対象になりますか？

対象となります。

Q13 新たに購入した家具などを新居へ直接配送してもらう費用は、引っ越し費用の対象となりますか？

対象となりません。

【その他】

Q14 所得とは何を指しますか？

給与を支給されている給与所得者の場合は、1年間（1月～12月）の給与等の収入から、給与所得控除額を差し引いた額となります。自営業者の場合は、1年間（1月～12月）の収入金額から必要経費を差し引いた額となります。また、個人に複数の所得がある場合、すべてを合算した額を審査対象とします。

Q15 直近の所得はどのようにして確認できますか？

自治体の発行する課税（所得）証明書やマイナポータルから確認できます。
なお、転入された方は、対象年度の1月1日に住民票のあった市町村に確認してください。